〃	第二十九回	八十五億円	九十九円八十五銭
〃	〃	十四億円	九十九円八十九銭
〃	第三十一回	二十二億円	九十九円四十九銭
〃	〃	二十三億円	九十九円五十銭
〃	〃	三十五億円	九十九円五十七銭
〃	第三十二回	十三億円	九十九円五十銭
〃	第三十三回	二十億円	九十九円四十八銭
〃	〃	八億円	九十九円五十銭
〃	〃	十八億円	九十九円五十四銭
〃	第四十回	四億円	百四円二十四銭
〃	第四十三回	五十四億円	百三円三十銭
合計		千三百二億円	

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１０７号

兵庫県伊丹市森本１丁目８番地19　Ｋ一メゾンときめきケアハウス201号、前住所兵庫県伊丹市森本６丁目156番地齊藤方

債務者　大倉　八郎

1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武本夕香子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２６８号

大分市萩原３丁目12番37号　ヴァローレ萩原105号室、申立時の住所大分市大字佐賀関2278番地

債務者　渡邉　浩史

1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８０号

大分県由布市挾間町古野296番地８

債務者　袖野　靖之

1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木上　雄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６８４４号

大阪府交野市寺２丁目１番３―403号、申立時の住所大阪府枚方市津田西町１丁目23番５号

債務者　儀間　正孝

1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４９５号

大阪市東淀川区豊里３丁目14番17号

債務者　鮫島　設美

1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５０１号

大阪府泉大津市汐見町21番地の24

債務者　大井　　嘉

1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山津　源和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５３２号

大阪府豊中市西緑丘１丁目３番１―805号

債務者　岩木　康浩

1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３３号

京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地16―203

債務者　壽浅ひろみ

1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神子　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１号

三重県四日市市青葉町800番地48

債務者　辻本　孝一

1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１６４６号

大阪市天王寺区上汐５丁目７番９―203号

債務者　北嶋　一郎

1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４９４号

大阪府豊中市東豊中町５丁目２番107―405号

債務者　100円ショップエムズクラブこと　前田　昭彦

1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保貴彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５２１号

兵庫県西宮市殿山町12番18号

債務者　木村　正彦

1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　和徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０号

埼玉県秩父市大滝1870番地２

債務者　山中盛太郎

1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係